

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】令和3年2月4日(2021.2.4)

【公表番号】特表2020-511415(P2020-511415A)
 【公表日】令和2年4月16日(2020.4.16)
 【年通号数】公開・登録公報2020-015
 【出願番号】特願2019-532000(P2019-532000)
 【国際特許分類】

A 6 1 K 38/19 (2006.01)
 A 6 1 P 11/00 (2006.01)
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)
 A 6 1 P 13/12 (2006.01)
 A 6 1 P 1/00 (2006.01)
 A 6 1 P 17/00 (2006.01)
 A 6 1 P 1/16 (2006.01)
 A 6 1 K 45/00 (2006.01)
 A 6 1 K 47/60 (2017.01)
 A 6 1 K 39/395 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 38/19
 A 6 1 P 11/00
 A 6 1 P 43/00 1 1 1
 A 6 1 P 13/12
 A 6 1 P 1/00
 A 6 1 P 17/00
 A 6 1 P 1/16
 A 6 1 P 43/00 1 2 1
 A 6 1 K 45/00
 A 6 1 K 47/60
 A 6 1 K 39/395 D
 A 6 1 K 39/395 N

【手続補正書】

【提出日】令和2年12月18日(2020.12.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

線維症の処置での使用のためのインターフェロン-ラムダを含む、医薬組成物。

【請求項2】

前記インターフェロン-ラムダは、IFN-1、IFN-2、IFN-3若しくはIFN-4又はこれらの機能的模倣物である、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記機能的模倣物は、IFN-1、IFN-2、IFN-3又はIFN-4の断片、バリエーション又は誘導体である、請求項2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記機能的模倣物はペグ化されている、請求項 2 又は 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 5】

前記機能的模倣物はペグ - インターフェロンラムダ - 1 a である、請求項 4 に記載の医薬組成物。

【請求項 6】

前記機能的模倣物は抗体である、請求項 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 7】

前記機能的模倣物は低分子化学物質である、請求項 2 に記載の医薬組成物。

【請求項 8】

前記インターフェロン - ラムダ又は機能的模倣物は、インターフェロン - ラムダレセプターを活性化させる、請求項 1 から 7 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 9】

前記線維症は腎線維症である、請求項 1 から 8 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 10】

前記線維症は肺線維症である、請求項 1 から 8 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 11】

前記線維症は小腸線維症である、請求項 1 から 8 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 12】

前記線維症は皮膚線維症である、請求項 1 から 8 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。

【請求項 13】

前記線維症は肝線維症である、請求項 1 から 8 までのいずれか一項に記載の医薬組成物。